

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

神戸市長宛

提出者

住 所 兵庫県尼崎市東難波町5丁目21番8号

氏 名 兵庫県阪神南県民センター

阪神南県民センター長 木村 晶子

電話番号: 0798-39-6138

(西宮土木事務所流域下水道第2課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	兵庫県武庫川上流浄化センター
事業場の所在地	神戸市北区道場町生野字飛瀬
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
② 事業の規模	24,430,310 m <sup>3</sup> /年 (令和4年度流入汚水量) 66,932 m <sup>3</sup> /日 (令和4年度日平均流入汚水量)
③ 従業員数	41人 (管理委託会社含む)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排 出 量	321, 165 t	t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
② 計画	流入水の量や濃度の変化に対して、放流水の良好な水質確保を優先するため、処理施設から発生する有機性汚泥の発生については受動的となり、発生抑制に対して実施した取り組みはなし。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水週末処理施設で通常発生する産業廃棄物は汚泥のみであり、沈砂池で回収する汚泥（廃棄物①）と沈殿池で回収される汚泥（廃棄物②）がある。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0 2 0 0 汚泥	t
② 計画	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0 2 0 0 汚泥	t
② 計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	3 2 0, 5 5 7 t	t	
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0 2 0 0 汚泥	t
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	3 3 5, 6 8 2 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	608 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	16 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
特になし			

## (第5面)

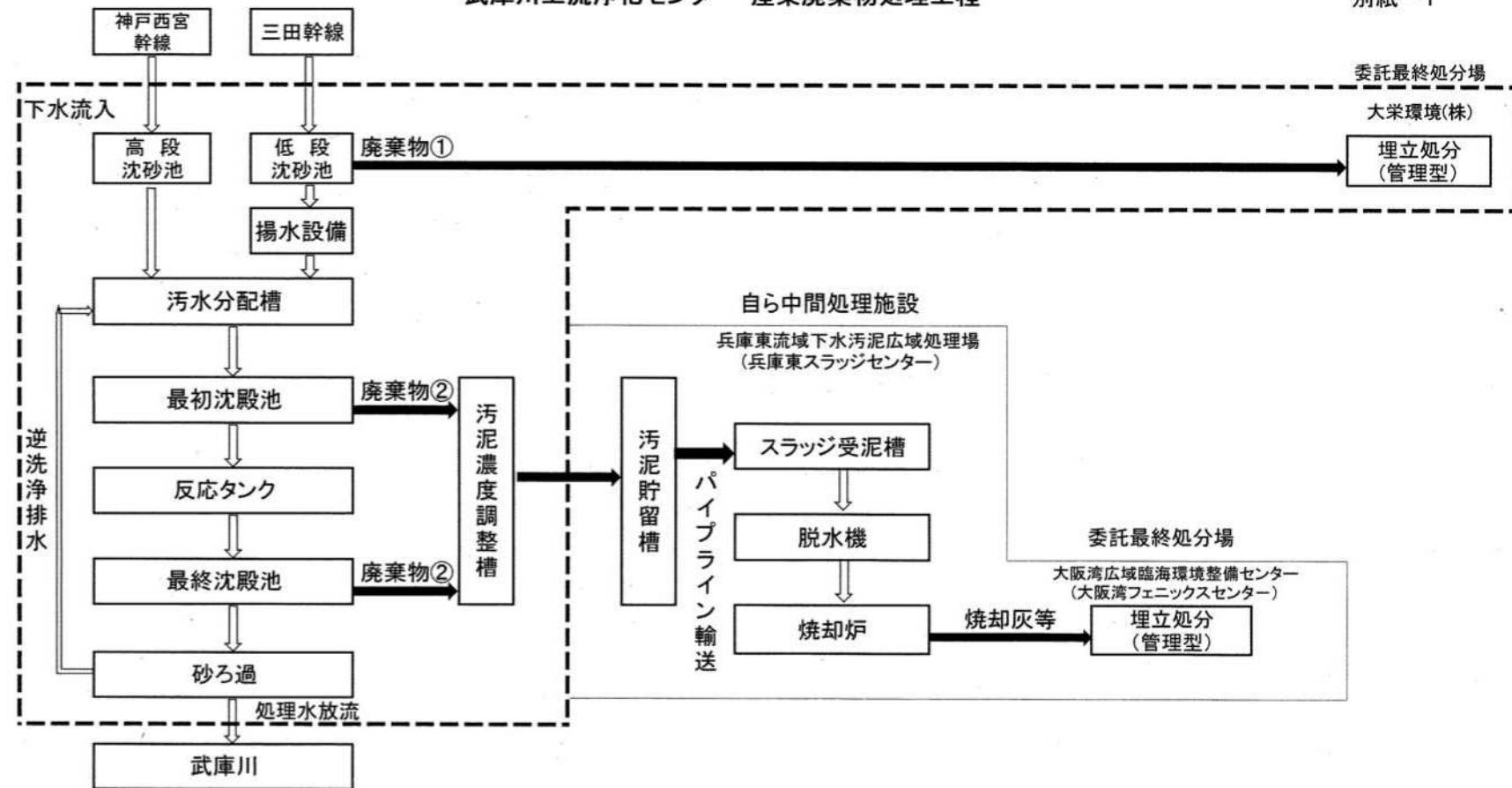
【目標】	
産業廃棄物の種類	0200 汚泥
全処理委託量	605 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)	
特になし	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 武庫川上流浄化センター 産業廃棄物処理工程

別紙-1



### 廃棄物番号

### 廃棄物処理の概要等

①	性状等	沈砂池堆積物(流入下水に含まれる砂分:下水沈砂)
	收集運搬	最終処分場施設までの運搬 委託先 大栄環境(株)
	中間処理	—
	最終処分	管理型処分場に埋立処分 委託先 大栄環境(株)
②	性状等	最初沈殿池沈殿物(初沈汚泥)と最終沈殿池(余剰)汚泥の混合物
	收集運搬	中間処理施設までパイプライン(送泥管)輸送
	中間処理	脱水・焼却処理 自ら処理 兵庫東流域下水汚泥広域処理場(兵庫東スラッジセンター)
	最終処分	焼却灰を管理型処分場に埋立処分 委託先 大阪湾広域臨海環境整備センター

### 管理体制図

